

# 社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 事務局規程

令和6年3月7日一部改正

## (目的)

第1条 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会定款第21条の規定に基づき、事務局の組織、分掌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (事務局)

第2条 事務局に担当部署を置き、分掌事務は別表第1のとおりとする。

## (職及び職務)

第3条 前条の事務を処理するため、職及び職務を別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する職のほか、必要に応じて嘱託職員、臨時職員等を置くことができる。

## (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、分掌事務に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和44年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和47年11月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条第1項第2号については、平成18年3月1日から適用されたものとみなす。

### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際に担当係員として職務に就いている職員は、事務職員として発令されているものとみなす。

3 担当係員の主任職については、職務経験が概ね10年以上の係員とする。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本所
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正副会長会議、理事会、評議員会、委員会に関する事</li> <li>2. 定款及び諸規程に関する事</li> <li>3. 会費及び寄附金に関する事</li> <li>4. 職員の人事、服務、福利厚生に関する事</li> <li>5. 文書、公印、財産の管理に関する事</li> <li>6. 予算、決算及び会計事務に関する事</li> <li>7. 表彰、弔意に関する事</li> <li>8. 生活福祉資金、生活応急資金に関する事</li> <li>9. 庶務、財務に関する事</li> <li>10. 地域福祉実践計画の策定、推進に関する事</li> <li>11. 地区社会福祉協議会の育成、支援に関する事</li> <li>12. 福祉団体の育成及び連携、支援に関する事</li> <li>13. ボランティアセンターに関する事</li> <li>14. 高齢者の生活援助に関する事</li> <li>15. 福祉サービス事業に関する事</li> <li>16. 伊達市共同募金委員会に関する事</li> <li>17. 地域福祉に関する事</li> <li>18. その他目的達成のために必要な事業に関する事</li> </ol>
訪問介護事業所
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問介護事業に関する事</li> </ol>
地域包括支援センター
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護予防事業に関する事</li> <li>2. 総合相談、支援事業に関する事</li> <li>3. 権利擁護事業に関する事</li> <li>4. 包括的、継続的マネジメント事業に関する事</li> </ol>
成年後見支援センター
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談及び利用支援に関する事</li> <li>2. 広報及び啓発に関する事</li> <li>3. 市民後見人の養成に関する事</li> <li>4. 市民後見人の支援及び監督に関する事</li> <li>5. 関係機関等との連携及び調整に関する事</li> <li>6. 日常生活自立支援事業に関する事</li> <li>7. その他成年後見支援センターの運営に関する事</li> </ol>
大滝支所
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区社会福祉協議会の育成、支援に関する事</li> <li>2. 福祉団体の育成及び連携、支援に関する事</li> <li>3. 高齢者の生活援助に関する事</li> <li>4. 福祉サービス事業に関する事</li> <li>5. 訪問介護事業に関する事</li> <li>6. その他地域福祉に関する事</li> </ol>

別表第2（第3条関係）

職	職 務
事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する
事務局次長	上司の命を受け事務局長を補佐し、本所及び訪問介護事業所を掌理する
地域包括支援センター長	上司の命を受け、地域包括支援センター業務を掌理する
主査	上司の命を受け、事務を掌理する
支所長	上司の命を受け、支所事務を掌理する
主任 事務職員 専門職員	上司の命を受け、事務を処理する